

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目 次

1. 東京圏	1
2. 養父市	3
3. 福岡市・北九州市	4
4. 仙台市	5

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 3 月 8 日
東京圏国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 略

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

（国家戦略特別区域法第 21 条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業）

①～④④ 略

④⑤ 京浜急行電鉄株式会社、東日本旅客鉄道株式会社が、品川駅街区地区において、リニア中央新幹線の 2027 年以降開通や京急線品川駅地平化、国道 15 号・品川駅西口駅前広場等の都市基盤整備とあわせ、東西・南北方向の歩行者ネットワークの強化や、多様な人々を迎え入れ、新たな交流・協働を推進し、新たな価値・文化の創出・発信に取り組む「ビジネス交流施設」「ビジネス協働支援施設」「情報発信施設」の整備等を行うため、以下に掲げる都市計画を別紙 135～136 のとおり変更する。【令和 7 年度着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（品川駅街区地区） 別紙 135
- ・東京都市計画地区計画品川駅周辺地区地区計画 別紙 136

④⑥ 森永乳業株式会社、三井不動産株式会社、東日本旅客鉄道株式会社が、田町駅西口駅前地区において、東西自由通路及び駅前広場の拡大等による交通結節点や、社会課題解決に取り組むスタートアップを支援する拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 137～139 のとおり決定又は変更する。【令和 7 年度着工予定】

<都が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画都市再生特別地区（田町駅西口駅前地区） 別紙 137

<区が定める都市計画に係るもの>

- ・東京都市計画地区計画田町駅西口駅前地区地区計画 別紙 138
- ・東京都市計画特定街区芝五丁目特定街区 別紙 139

④⑦ 森ビル株式会社、住友不動産株式会社が、六本木五丁目西地区において、地下鉄六本木駅とまちをつなぐ広場等による交通結節点や、緑豊かなオープンスペースとなる「都心の森」、複合M I C E拠点を形成する文化・交流・宿泊機能、外国人就業者等に対応する国際水準の居住機能等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 140～144 のとおり決定又は変更する。【令和7年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（六本木五丁目西地区） 別紙 140
- ・東京都市計画地区計画六本木五丁目西地区地区計画 別紙 141

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業 別紙 142
- ・東京都市計画高度地区 別紙 143
- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 144

以下 略

養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 3 月 8 日
養父市国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (7) 略

(8) 名称：国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業

内容：道路運送法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 2 の 2 に規定する国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業）

養父市内の一般旅客自動車運送事業者、観光関連団体、地域自治組織等で構成する特定非営利活動法人養父市マイカー運送ネットワークが、養父市全域を運送の区域とし、外国人観光旅客その他の観光旅客の移動のための交通手段を提供することを主たる目的として有償で自家用自動車により行われる旅客の運送であって、一般旅客自動車運送事業者によることが困難な運送である自家用有償観光旅客等運送を行う。【平成 30 年 5 月を目途に実施】

以下 略

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 3 月 8 日
福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (5) 略

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①～②⑥ 略

②⑦ 株式会社めんたいバース企画（福岡市博多区、令和 5 年 4 月 12 日設立）

②⑧ EduPorte 株式会社（福岡市東区、令和 5 年 12 月 13 日設立）

(7) ～ (17) 略

(18) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した留学生であって、さらに当該地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた者については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、留学生の日本企業への就職を促進する。

① 北九州市全域【直ちに実施】

以下 略

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 6 年 3 月 8 日
仙台市国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (8) 略

(9) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①・② 略

③ 輝翠 TECH 株式会社（仙台市青葉区、令和 3 年 9 月 3 日設立）

④ 株式会社キューテスト（仙台市青葉区、令和 3 年 9 月 21 日設立）

以下 略